

該当サービス種別	短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院
項目	各種指針（盛り込むべき項目）
指摘内容	各種指針において、盛り込むべき内容が不十分な事例があった。 【各種指針】 ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ○虐待の防止のための指針 ○身体的拘束等の適正化のための指針 ○事故発生の防止のための指針
改善内容	例えば、虐待の防止のための指針においては、次の項目を盛り込むこととされています。すべての項目を盛り込むようにしてください。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 特に、チの入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項が盛り込まれていない事例が多いので、ご注意ください。 その他の指針についても、盛り込むこととされている項目すべてを盛り込むようにしてください。
備考	・短期入所生活介護、短期入所療養介護においては、基準では、事故発生の防止のための指針の作成は求められていません。